

平成28年(2016年)熊本地震で被災した入学志願者の 入学検定料の特別措置について

静岡大学では、平成28年熊本地震により被災された方に対して、経済的負担を軽減し、受験を希望される方の進学機会の確保を図るため、平成30年度に実施する入学者選抜試験において、次のとおり入学検定料の特別措置を講じます。

【特別措置の内容】

次に掲げる入学者選抜試験の検定料は、特別措置として返還します。

- 1 学部入試（一般入試（前期・後期）、AO入試、推薦入試、私費外国人留学生入試、社会人入試、編入・転入学試験）
- 2 大学院入試

【対象者】

特別措置の対象者は、平成28年4月14日に発生した熊本県熊本地方の地震により被災し、次のいずれかに該当することの証明が得られる対象入学者選抜試験の志願者とします。

- 1 志願者本人又は学資負担者が、災害救助法適用地域において被災し、家屋等が全壊、大規模半壊、半壊、流失の被害を受けた場合
※ 災害救助法適用地域は、熊本県全45市町村（平成28年4月14日現在）
- 2 学資負担者が震災により死亡または行方不明となった場合
- 3 志願者本人又は学資負担者が震災により失職した場合

【申請方法等】

次の書類を出願書類とともに提出してください。

なお、既に終了した入学者選抜試験及び出願手続後に特別措置を希望する場合の返還申請書類は、下記問い合わせ先にご確認の上、提出してください。

- 1 入学検定料返還申請書
- 2 り災証明書（上記〔対象者の1〕に該当する方）
- 3 死亡または行方不明を証明する書類（上記〔対象者の2〕に該当する方）
- 4 失職を証明する書類及び雇用保険受給証明書
（上記〔対象者の3〕に該当する方）

【審査結果の通知】

審査結果は受験票とともに文書にて通知します。ただし、入学者選抜試験が既に終了した等の理由により、受験票とともに通知できない場合は、審査終了後すみやかに通知します。

【その他】

- 1 入学検定料の返還を許可された方が、特別措置を受けるため虚偽の申請をした場合は、許可の日にさかのぼってこれを取り消します。
- 2 本件について、不明の点がありましたら、下記にお問い合わせください。

【問い合わせ先(返還申請書類提出先)】

〒422-8529 静岡県静岡市駿河区大谷 836
静岡大学学務部入試課
電話：054-238-4465, FAX054-237-2024